あなたの暮らしのそばにいる
税理士会

税理士による
租税教室
（ぜいりし）

中国税理士会

《税理士の仕事》

税理士とは？

法律によって国から資格を与えられた税務に関するスペシャリストです。

税理士の使命

（税理士法第1条）

税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士の仕事

- 税務代理
- 税務書類の作成
- 税務相談
- 会計業務
- 補佐人制度
- 社会貢献

など

《税理士の仕事》

正しい申告納税の代理人！

税　理　士

私たちが
お手伝い
しましょう!!

税理士が行う社会貢献活動

税理士会は、広く社会に対し、税理士の持つ職能を発揮した社会貢献活動を行っています。

- 外部監査制度
- 成年後見制度
- 租税教育
- ＮＰＯ法人の税務・会計アドバイザー

会　社

税　務　署

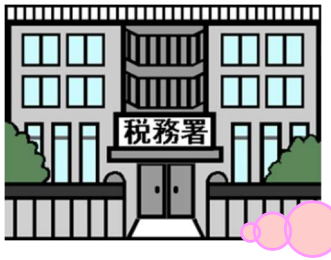

税金納めて
くださいね！

お　店

税金の計算って
難しい…

計算方法が
分からない…

個　人

《今日のテーマ》

１　税の意義・役割

２　財政の現状と課題

３　税を公平に集めるには？【ワーク】

４　税から考える社会の仕組み

５　税の種類と集め方

《税金の使い道》

私たちの生活の中には、個人や企業の力だけでは
できない仕事があります。

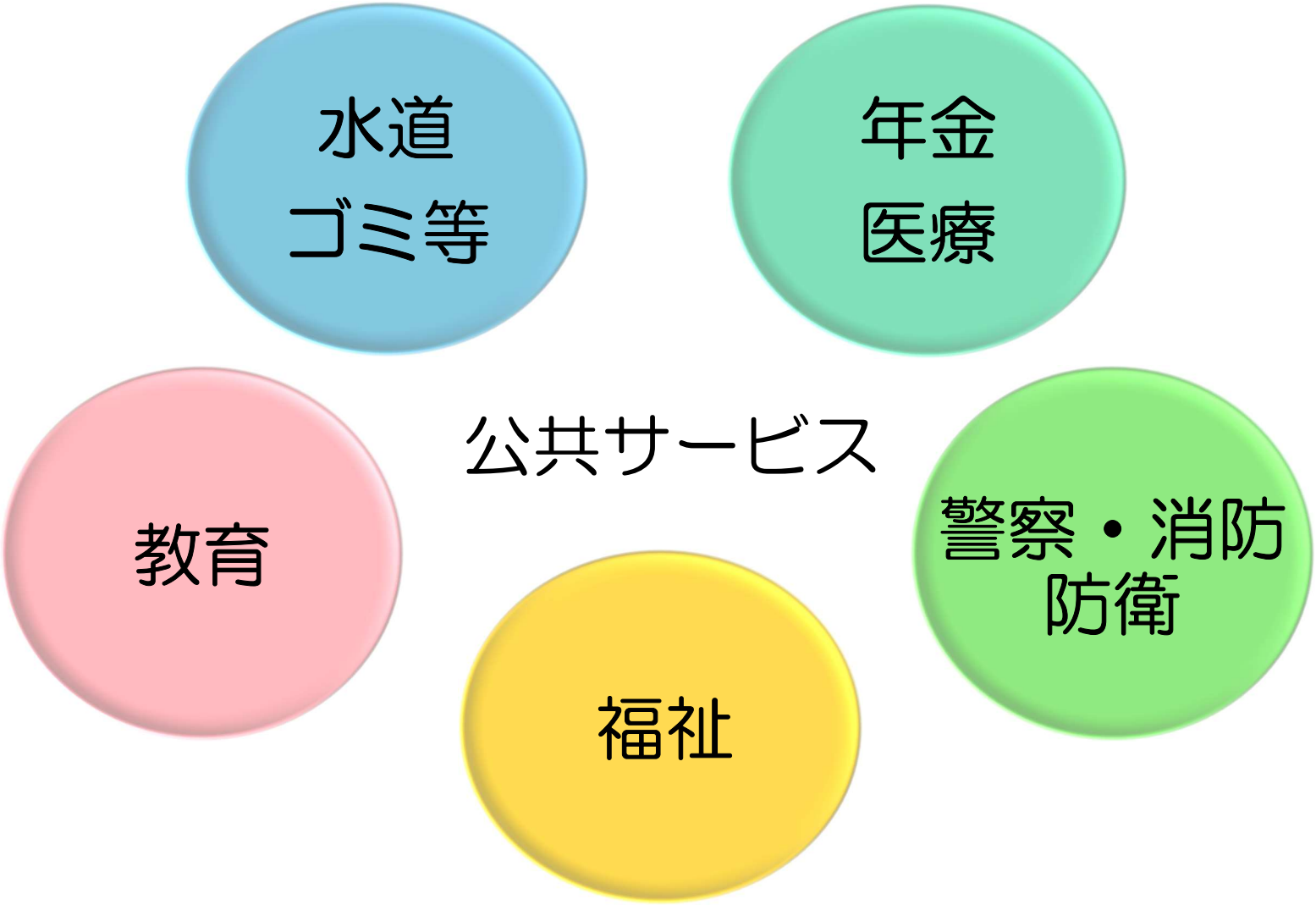

このようなサービスを提供するためには膨大な資金が必要です。
その資金が「税金」です。

《税金の使い道》

ここでクイズです！

次のうち、金額が少ないものから順に並べてください

A　広島市の年間のごみ処理費用

B　マツダスタジアムの建設費用

C　エディオンピースウイング広島の建設費用

D　小原太一郎税理士事務所の年間の売上

（答）　　少 多

（　　）⇒（　　）⇒（　　）⇒（　　）

《税金の使い道》

市町村等の
ゴミ処理費用（令和２年度）
※国税庁資料より

約２兆4,886億円

国民１人あたり年間約19，728円

水道
ゴミ等

警察・消防
防衛

わたしたちの生活や安全を守るための
警察費・消防費（令和２年度）※国税庁資料より

約５兆4,460億円

国民１人あたり年間約43,172円

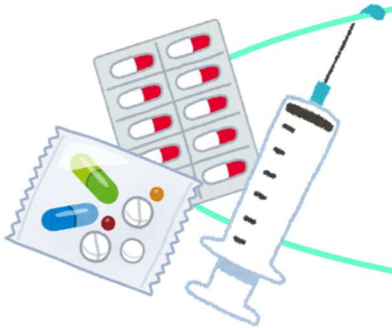

国民医療費の公費負担（令和２年度）
※国税庁資料より

約16兆4,991億円

国民１人あたり年間約130,794円

年金
医療

教育

公立学校の児童生徒１人あたりの
教育関係費の公費負担（令和２年度）※国税庁資料より

小学生：約975,000円　　中学生：約1,122,000円

高校生（全日制）：約1,063,000円

小学校から高校までの12年間合計で…1人あたり　約12,405,000円

《社会に果たす税金の役割》

財源の調達

国民にさまざまな公共サービスを
提供するための財源です

税金の使い道（予算）は、
国民の代表である議員が
話し合って決めます。

国会・地方議会
予算を決定する

（歳入）

（歳入）

国・地方公共団体
（歳出）

水道
ゴミ等

年金
医療

公共サービス

教育

福祉

警察・消防
防衛

税金

税金

家計

企業

《国の歳入・歳出》

1年間に得た国の収入を「歳入」と言います。

公債金収入は、国債を発行して得る収入で、いわば国の借金です。

借金（将来世代への先送り）

国の歳入

（令和６年度一般会計当初予算）

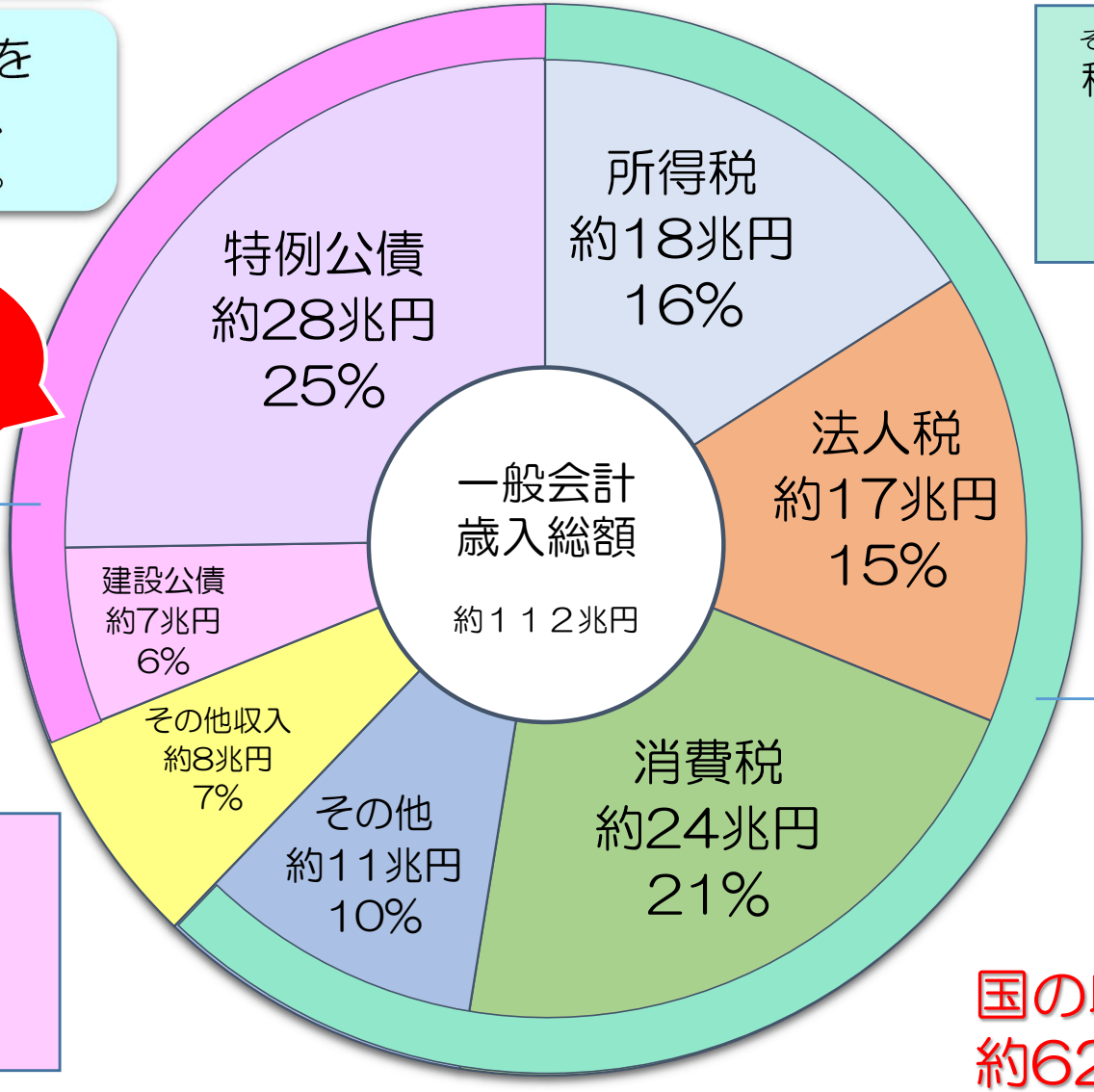

租税及び印紙収入
約70兆円

約62%

公債金
約35兆円

約31%

国の収入の約62%が税金で成り立っています

※ 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

《国の歳入・歳出》

1年間の国の支出を
「歳出」と言います。

国の歳出
（令和６年度一般会計当初予算）

国はすべての国民のために
税金を使っています

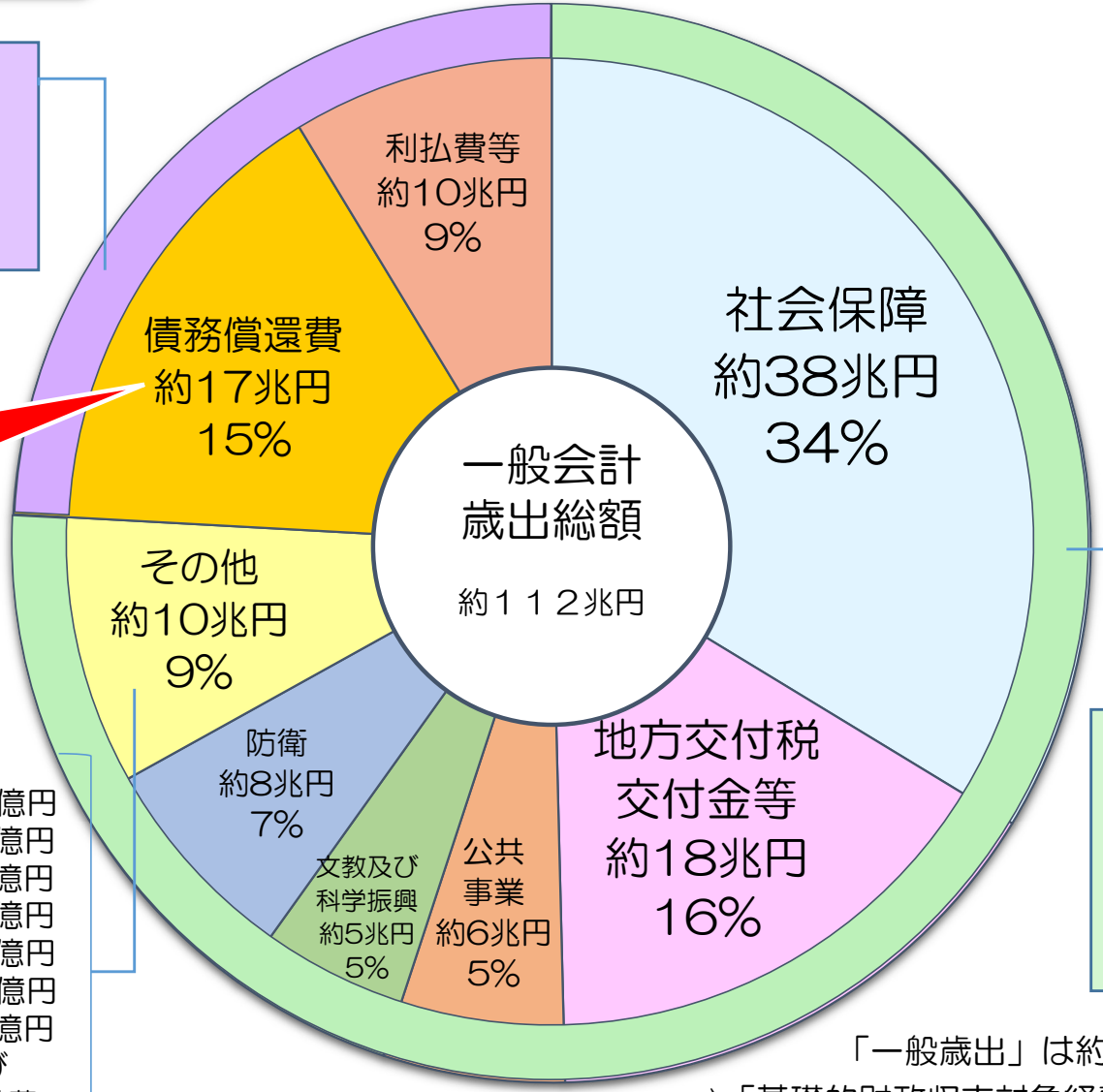

こくさいひ
国債費
約27兆円

約24%

過去の
借金返済

- 食料安定供給　約1兆2,600億円
- エネルギー対策　約8,300億円
- 経済協力　約5,000億円
- 中小企業対策　約1,700億円
- 恩給　約800億円
- その他事項　約5兆7,000億円
- 予備費　5,000億円
- 原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費　約１兆円

きそてき　ざいせいしゅうし
基礎的財政収支
対象経費

約85兆円
約76%

「一般歳出」は約67兆円（約60%）
⇒「基礎的財政収支対象経費」－「地方交付税交付金等」

※ 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

《国民負担率》

国民負担率の国際比較

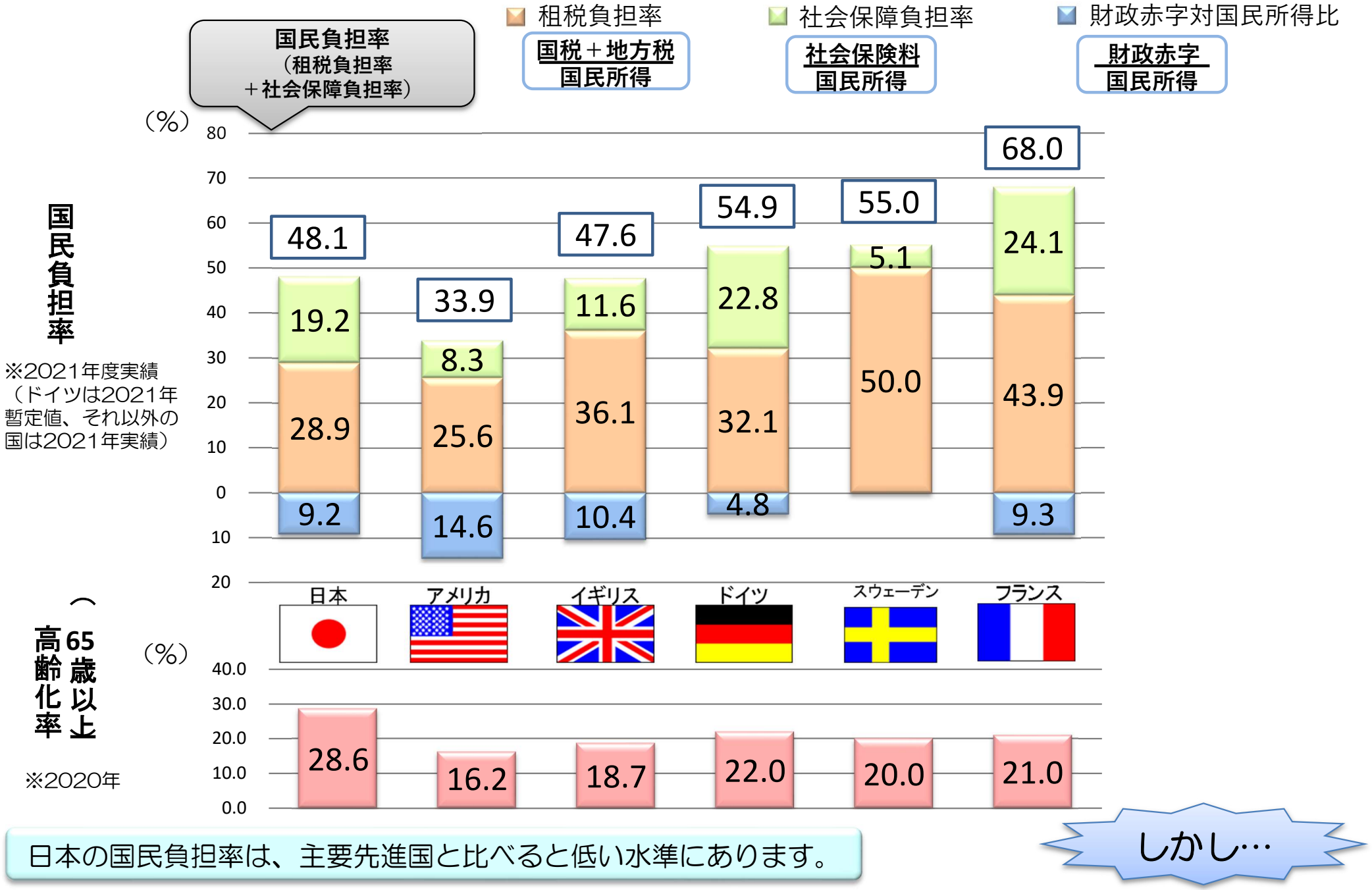

日本の国民負担率は、主要先進国と比べると低い水準にあります。

しかし…

出典：国民負担率は財務省HP、老年人口比率は内閣府「高齢社会白書」を基に作成

《国民負担率》

今後さらに少子高齢化が進むと、

社会保障費 が増加し、

国民の負担 も増えていきます。

社会保障では・・・
1人の65歳以上の高齢者を
保障する為に
1965年：10.8人（15~64歳）
2015年：2.3人
2065年：1.4人（推計値）
※年々負担が増加している
出典：内閣府HP

私たちが今後、よりよい生活を求める為には…

公的サービスの水準は下げられない…

高福祉・高負担

or

低福祉・低負担

国民にとっては負担率が低い方が望ましい…

社会保障給付などの公的サービスとそれに応じた国民負担を
どの程度の水準にするかは、私たちの選択にかかっています。

つまり、ルール（税制）が必要となってくる。

《税金を公平に集めるには？》

【ワーク】

広島市の消防署の救急車が故障してしまい、修理するのに300万円かかることになりました。

この費用をAさん、Bさん、Cさんの3人から集めるとすると、どのように集めれば3人とも合意できるのでしょうか？

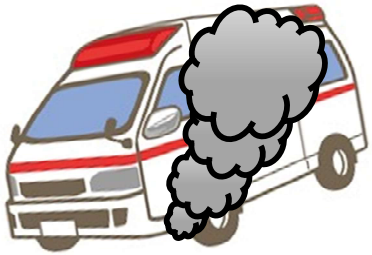

《税金を公平に集めるには？》

３人の立場は・・・

	持っている お金	集める お金	残り	**それぞれの意見**
Aさん	**700**			
Bさん	**250**			
Cさん	**50**			
計	**1,000**			

税を通して民主主義を考える

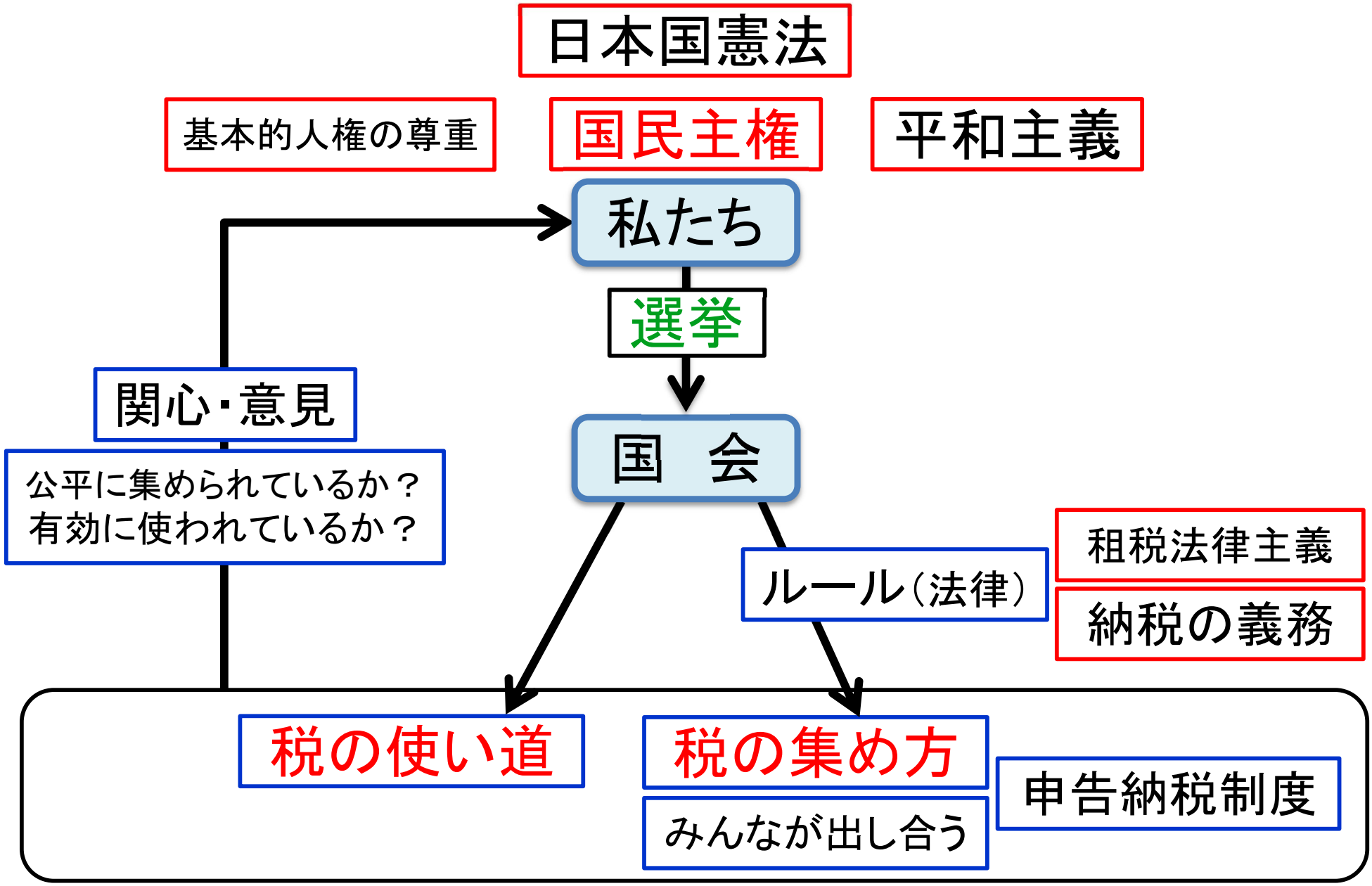

《税金の種類》

日本の税金は

約50種類

- ○所得税
- ○揮発油税
- ○ゴルフ場利用税
- ○軽自動車税
- ○贈与税
- ○たばこ税
- ○電源開発促進税
- ○自動車重量税
- ○特別とん税
- ○国際観光旅客税
- ○道府県たばこ税
- ○鉱産税
- ○都市計画税
- ○共同施設税
- ○国民健康保険税
- ○法人税
- ○事業税
- ○地方消費税
- ○市町村たばこ税
- ○地方法人税
- ○石油ガス税
- ○地方揮発油税
- ○航空機燃料税
- ○関税
- ○道府県民税
- ○鉱区税
- ○軽油引取税
- ○特別土地保有税
- ○宅地開発税
- ○入湯税
- ○消費税
- ○自動車税
- ○固定資産税
- ○相続税
- ○酒税
- ○石油石炭税
- ○登録免許税
- ○とん税
- ○印紙税
- ○不動産取得税
- ○狩猟税
- ○市町村民税
- ○事業所税
- ○水利地益税

他

《税金の種類》

		直接税	間接税
国　　税		所得税 復興特別所得税 法人税 相続税 贈与税	消費税 酒税 揮発油税 地方揮発油税 石油石炭税 たばこ税 関税 印紙税
地方税	都道府県税	都道府県民税 事業税 自動車税 不動産取得税	地方消費税 都道府県たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税
	市町村税	市町村民税 固定資産税 軽自動車税	市町村たばこ税 入湯税

《税金の集め方》

色々な集め方で日本の税収は成り立っている

みんなから同じ金額を集める

- しょうひぜい 消費税

特定の人が全額負担

- こていしさんぜい 固定資産税
- じどうしゃぜい 自動車税
- しゅぜい 酒 税

- たばこ税

同じ率で集める

- ほうじんぜい 法人税

負担する能力に応じて集める

- しょとくぜい 所得税

- そうぞくぜい 相続税
- ぞうよぜい 贈与税

《直間比率》

～国税における直接税と間接税の割合～

直接税

税を納める人と実質的に負担する人が同じもの

所得税・法人税・相続税など
- 業種によって所得額を正確に把握することが難しい。
- 景気変動によって税収が左右されやすい。

間接税

税を納める人と実質的に負担する人が異なるもの

消費税・酒税など
- 所得に関係なく税率が一定、消費支出に広く薄く課税する。
- 低所得者ほど所得に占める割合が重くなり負担の公平さを欠きやすい。（逆進性をもつ）

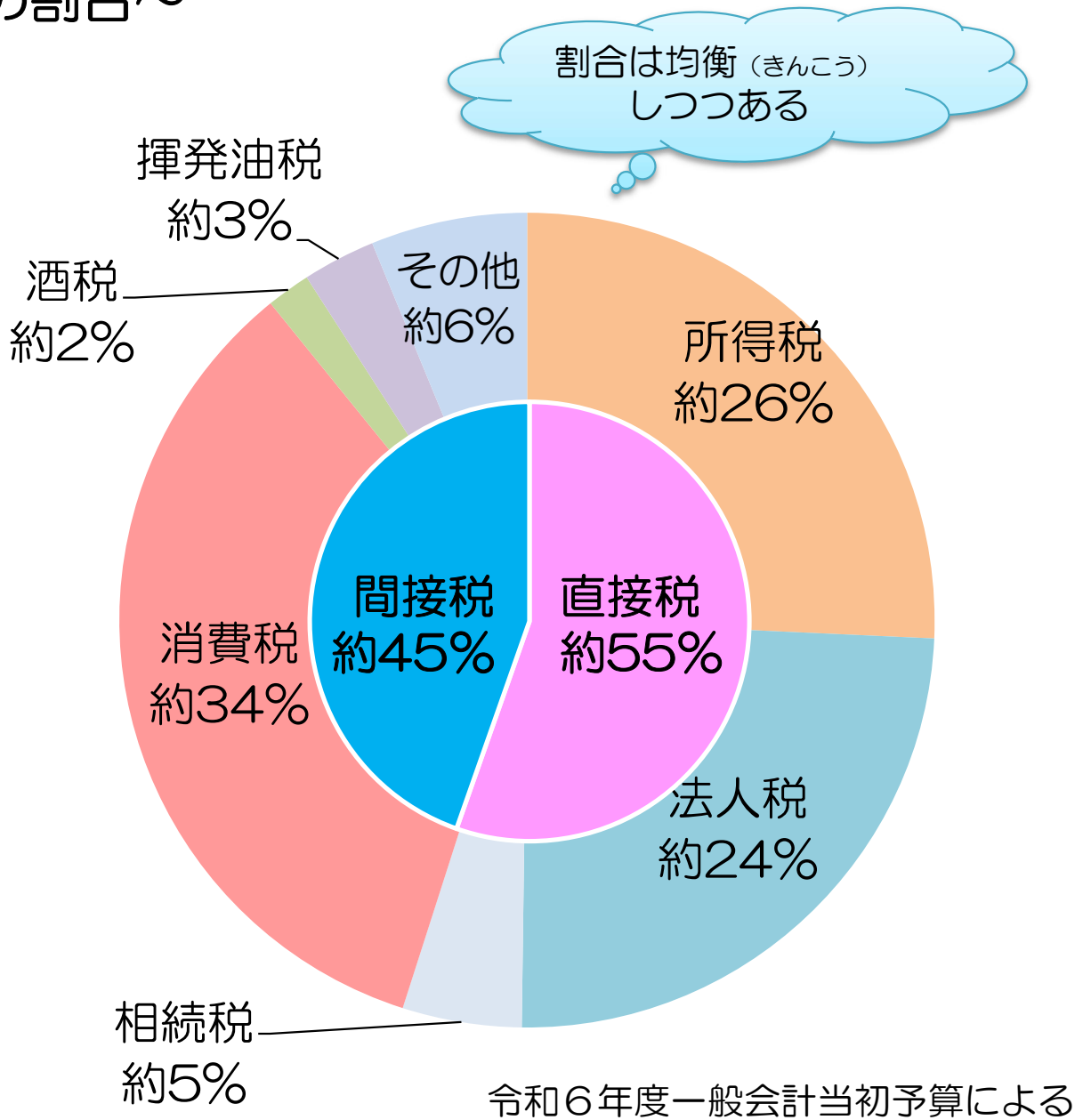

令和６年度一般会計当初予算による

※ 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

《所得税》

～個人が所得に応じて負担する税金～

税率１０％の場合

所得 １０００ － 税金 １００ ＝ ９００

所得 １００ － 税金 １０ ＝ ９０

生活に９０必要な場合、負担感に差が出てしまいます…

「応能負担の原則（租税公平主義）」
税金は支払い能力に応じた公平な負担にしなければならない

公平に負担するには…

累進課税 ⇒ **垂直的公平**

負担能力の大きい人により大きな負担をしてもらう

課税所得	税率	控除額
195万円未満	5%	0円
330万円未満	10%	97,500円
695万円未満	20%	427,500円
900万円未満	23%	636,000円
1800万円未満	33%	1,536,000円
4000万円未満	40%	2,796,000円
4000万円以上	45%	4,796,000円

個人が所得に応じて負担する税金

《消費税》

商品・製品の販売

サービスの提供

輸入など

×

［ 消費税 7.8% ＋ 地方消費税 2.2% ］

6.24% ＋ 1.76%

（軽減税率適用の場合）

等しい負担能力のある人には
等しい負担を求める

水平的公平

⇔

低所得者ほど税負担の割合が高くなり、
負担感が大きい

逆進性
の問題が発生！！

消費税の歴史

1989年4月
- 税率３％で導入

1997年4月
- 税率５％に引き上げ（地方消費税導入（1%））

2014年4月
- 税率８％に引き上げ（地方消費税1.7%含む）

2019年10月
- 税率10%に引き上げ（地方消費税2.2%含む）
- あわせて軽減税率制度を導入

消費税のかからない取引

- 教科書
- 医療費
- 利子
- 保険料
- 郵便切手
- 印紙
- 商品券
- 住宅の家賃
- 土地の売り渡しや地代

等

《申告納税制度》

申告納税制度 ⇔ 賦課課税制度

「わたしの税金は〇〇円ですのでお支払します。」

「あなたの税金は〇〇円ですのでお支払いください。」

納税者

申告・納税

通知

納税

税務官庁

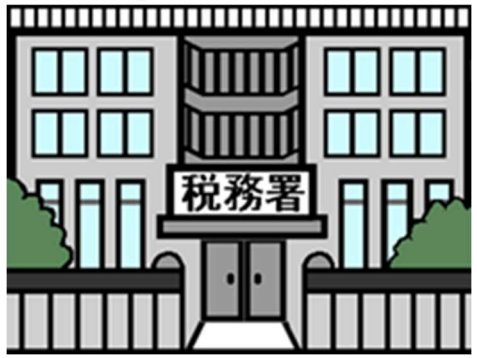

納める税金の額を自ら計算して申告・納税をすること。

所得税
法人税
消費税
など

税務官庁が税額を確定して、納税者に納付の通知を行なう制度。

個人住民税
個人事業税
など

地方税では、原則的に採用

申告には期限がある！！

法定申告期限

《税への理解》

　税金を納めるということは、わたしたちの義務であるとともに、私たちの生活をより豊かで健康なものにしていくために必要なものなのです。

　皆さんが健康で豊かに生活できるよう、社会人になっても税金に対して正しい知識と理解をもった納税者になってください。